

令和 5 年 3 月 2 8 日

「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」の指定及び「『一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示』の運用基準」の公表について

1 「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」の指定について

消費者庁は、景品表示法第 5 条第 3 号の規定に基づき、「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」（以下、「指定告示」という。）について、別紙 1 のとおり指定を行い、別紙 2 のとおり指定告示の運用基準（以下、「運用基準」という。）を策定しました。

指定告示は、令和 5 年 10 月 1 日から施行されること、消費者庁は、指定告示及び運用基準を事業者等に対して十分周知することにより、不当表示の未然防止を図るとともに、不当表示に対しては、厳正・迅速に対処することとしています。

なお、運用基準は、指定告示の運用に当たっての基本的な考え方を定めているものであり、不当表示に該当する場合のあらゆる場面を網羅しているものではなく、事業者が行った表示が指定告示に規定する不当表示に該当するかどうかについては、個別事案ごとに判断することとなります。

2 意見募集結果について

消費者庁では、指定告示（案）及び運用基準（案）について、広く国民の皆様にご意見を募集いたしました。

提出された御意見について、以下のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

- (1) 意見募集期間：令和 5 年 1 月 2 5 日～同年 2 月 2 3 日
- (2) 意見提出方法：郵送、電子メール、インターネット（電子政府の総合窓口〔e-Gov〕意見提出フォーム）等
- (3) 意見総数：199 件
- (4) 意見概要及び御意見に対する消費者庁の考え方：別添のとおり

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話： 03（3507）7564

ホームページ： <https://www.caa.go.jp/>